

第7条(解 約)

乙が本契約の各条項に違反した場合、甲は何らの催告も要せず直ちに本契約を解除することができる。

2 乙が本契約を解約しようとする場合は、甲に対し1カ月前までに届出るものとする。

3 乙が駐車場専用使用料の延滞その他債務の履行を怠った場合は、甲は催告のうえ、

この契約を解除することができる。

4 区分所有者がその所有する専有部分を、他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、その区分所有者の駐車場の専用使用権は消滅する。

5 前項にかかわらず、当該譲渡又は貸与の相手方が同居人であるときは、当該同居人は、当該駐車場を専用使用することができる。

6 第4項にかかわらず、当該貸与の期間が、3年未満であるときは、当該駐車場の専用使用権は消滅しない。その場合、甲は当該期間中当該住戸部分の占有者又は、他の区分所有者に当該駐車場を使用させることができる。

第8条(駐車場の明け渡し)

前条により解約された場合、乙が転居した場合又は駐車場が不要になった場合は本契約は効力を失い、乙は直ちに本駐車場を甲に明け渡すものとする。

第9条(協議事項)

本契約に定めのない事項については、甲の理事会において決定するものとする。

以上の契約を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 ライトヒルズ鳳 管理組合

理事長

印

乙 住所

氏 名

印